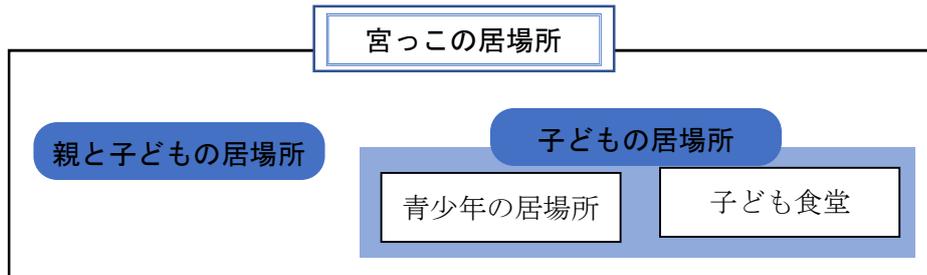


## 宮っこの居場所の開設状況について

### 1 事業概要

家庭でも学校でもない身近な地域の居場所において、子どもを見守りながら、支援を必要とする子育て家庭を早期に把握し、個々の状況に応じた支援を行う「宮っこの居場所づくり」を推進する。



### 2 開設状況等

#### (1) 親と子どもの居場所 別紙 3 - 1 - 2

##### ア 目的

親の子育ての負担を軽減するとともに、子どもの前向きな気持ちや生きる力を育むため、個々の状況に応じて包括的に支援する場を提供する。

##### イ 内容

|       |  |
|-------|--|
| 対象者   | 地域の子ども（小中学生）とその親が誰でも自由に利用できる   |
| 支援内容  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親への支援：親同士や居場所のスタッフとの交流，栄養士等を招いた講座の実施，行政支援の情報提供，食事の提供など</li> <li>・ 家庭学習の支援：授業の復習や宿題のサポートなど，家庭学習習慣を身につけるための指導や助言</li> <li>・ 生活習慣の支援：挨拶や手洗い，食事後の片付け，脱いだ靴を揃えるなど，日常生活の指導や助言</li> <li>・ 体験・経験機会の提供：季節の行事や，野外活動，野菜収穫など，体験・経験の提供</li> </ul> |
| 開設日時  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として，週 2 日以上，午後 3 時～午後 8 時まで</li> <li>・ 学校の長期休業中は原則として，平日週 3 日以上</li> </ul>  |
| 市の関わり | 公設民営（委託）   |

##### ウ 開設状況

令和 4 年 4 月からの 2 か所の本格実施に加え，令和 4 年 9 月に 3 か所を新設し，「教育・保育提供区域（5 区域）」ごとに 1 か所を設置する予定（合計 5 か所）。

## (2) 子どもの居場所 別紙 3-2・3

### ア 目的

全ての子どもが気軽に立ち寄り、かつ自由に集まることができ、自主的な活動や交流の機会が得られる場を提供するため、地域や法人等が主体となって設置する子どもの居場所の設置・運営を支援する。

### イ 内容

|        |  |
|--------|--|
| 対象者    | 地域の子ども（小中高校生）が誰でも自由に利用できる  |
| 支援内容   | ・ 場の提供<br>・ 体験・経験の機会の提供<br>(遊び, 異年齢交流, 食事の提供など)  |
| 開設日時   | 原則として, 月 2 回以上, 1 回 2 時間以上   |
| 市の関わり  | 民営 (財政補助)  |
| 運営者    | 地域の自治会・育成会, ボランティア団体, 社会福祉法人など   |
| 主な登録要件 | ・ 子ども 5 人以上受け入れられる施設で開設 (1 人あたり 1.65 m <sup>2</sup> ) すること<br>・ 賠償責任保険に加入すること<br>・ 子育て経験や子どもの見守り経験または同等経験がある者を 1 名以上配置すること |

### ウ 開設状況

1 1 団体が運営 (令和 4 年 7 月末現在)

## 3 子どもの居場所相談窓口

子どもの居場所の開設希望者や運営者に対する相談窓口

|       |  |
|-------|--|
| 開設日   | 令和 4 年 8 月 1 日   |
| 相談内容  | ・ 居場所の設置や運営, 地域・学校等との連携について<br>・ 支援を必要とする家庭への接し方・つなぎ先について<br>・ 実施する体験・経験の内容等について |
| 開設日時  | 平日: 午前 10 時~午後 3 時   |
| 電話番号  | 0 2 8 - 6 7 8 - 4 7 4 5  |
| 市の関わり | 一般社団法人栃木県若年者支援機構に委託  |

## 4 宮っこの居場所応援連絡会議 (8 月 2 日現在)

### (1) 寄附の受付状況

寄附金は 1 6 件 2, 0 0 0 万円余 (個人 7 件, 団体 9 件), 物品は 1 件

### (2) 寄附の分配状況

- ・ 7 月 2 9 日に「子どもの居場所」9 団体に分配
- ・ 施設整備ボランティアなどの役務の提供やイベントの申し入れがあり調整中 (5 件)

## 5 今後のスケジュール

### (1) 親と子どもの居場所

令和4年 9月 1日 新規3区域の親と子どもの居場所の開設

### (2) 子どもの居場所

令和4年10月～ チラシ・専用ホームページによる周知

10月26日 市民を対象とした居場所づくりへの理解を深  
めていただくための講演会の開催